

(別紙)

損害額一覧表

(原告Bの人身損害)

項目	原告B側 主張額	理由等	被告側 主張額	理由等	裁判所 認定額	理由等
治療費	¥167,940	原告Bは、本件事故により、頸部挫傷、頭部挫傷、右肩挫傷、右背部挫傷及び右第8肋骨骨折の傷害を負ったところ、その治療のため、症状固定日である令和2年10月30日までの間、以下の通院を余儀なくされ、合計16万7940円の治療費を要した。 1 Fクリニック 令和2年4月7日から同年10月30日まで (実通院日数94日) 2 H記念病院 令和2年4月11日及び同年9月18日	¥167,940	認める。	¥167,940	争いがない。
通院交通費	¥2,442	原告Bは、上記通院のために、以下のとおり、合計2442円の通院交通費を要した。なお、いずれも自家用車を使用し、1kmあたり15円のガソリン代を要したものとして計算している。 1 Fクリニック 片道0.8km×15円/km×94日×2=256円 2 H記念病院 片道3.1km×15円/km×2日×2=186円	¥1,737	H記念病院への通院交通費及びガソリン代の単価は認める。Fクリニックへの片道の距離は0.55kmであるから、通院交通費は1737円である。 1 Fクリニック 片道0.55km×15円/km×94日×2=1551円 2 H記念病院 186円	¥1,737	証拠(丙13の1)によれば、原告Bの自宅からFクリニックまでの距離は、片道0.55kmと認められる。よって、通院交通費は、左記のとおり1737円と認める。 1 Fクリニック 片道0.55km×15円/km×94日×2=1551円 2 H記念病院 186円(争いがない)
後遺障害診断書代	¥10,000	原告Bは、本件事故により、12級相当の後遺障害を負っており、後遺障害診断書を取得する必要があった。原告Bは、令和2年11月10日、Fクリニックに対し、後遺障害診断書代として1万円を支払った。	¥0	原告Bが、本件事故によって後遺障害を負ったことはなく、後遺障害診断書を取得する必要がない。	¥10,000	原告Bは、本件事故によって14級相当の後遺障害を負ったものと認められ、後遺障害診断書を取得する必要があったものと認められる。金額については証拠(甲14)により認める。

休業損害	¥314,706	<p>1 原告Bは、本件事故によって、令和2年4月7日、勤務していた株式会社Dに出勤することができず、同日分の給与の支給を受けられなかった。</p> <p>原告Bの本件事故前90日分の給与は、合計109万2660円であった。そのため、原告Bには、1日分の給与に相当する1万2141円(=109万2660円÷90日)の休業損害が生じた。</p> <p>2 原告Bの給与体系は、基本給と歩合給で構成されていた。しかし、原告Bは、本件事故による受傷のため、高頻度のリハビリ治療を余儀なくされ、受注できる仕事が減ったことから、歩合給や時間外労働の対価が減少した。</p> <p>原告Bの本件事故前2年間(平成30年及び令和元年)の平均年収は521万7781円、事故後2年間(令和2年及び令和3年)の平均年収は466万5532円であり、年収が55万2249円減少したが、これは、上記の理由による。</p> <p>そうすると、同額のうち、症状固定日までの208日に相当する、左記の金額相当の休業損害が生じた。</p> <p>55万2249円×208日÷365日=31万4706円</p>	¥12,141	<p>原告Bは、本件事故によって、令和2年4月7日、勤務していた株式会社Dに出勤することができず、同日分の給与の支給を受けられなかった。</p> <p>原告Bの本件事故前90日分の給与は、合計109万2660円であった。そのため、原告Bには、1日分の給与に相当する1万2141円(=109万2660円÷90日)の休業損害が生じたことは認める。</p> <p>しかし、通院期間を通じ、歩合給が減少したことを前提とする休業損害の主張は争う。</p>	¥12,141	<p>本件事故日の翌日に、原告Bが出勤できなかったことによって生じた、1万2141円分の休業損害については争いがなく認められる。しかし、通院期間を通じて残業等ができなくなったことから、歩合給が減少したとの主張は、年収を比較して主張するのみであり、令和2年1月から3月の収入を、単純に4倍しても、前年度からは減収している上に、付加給の内容も明らかではないから、具体的にこれを認めるに足りる証拠がない。</p>
逸失利益	¥6,296,921	<p>原告Bは、本件事故によって12級相当の後遺障害を負い、症状固定後10年にわたり、14%の労働能力を喪失した。事故前年度である原告Bの令和元年度の給与収入は527万2920円であり、同額を基礎収入とすることが相当であるから、原告Bには、以下のとおり、629万6921円の逸失利益が生じた。</p> <p>527万2920円×14%×8.53(割引率3%の場合の10年に相当するライプニッツ係数。以下、割引率について同じ)</p>	¥0	<p>原告Bには、本件事故による後遺障害が生じていない。</p>	¥1,207,419	<p>原告Bは、本件事故によって14級相当の後遺障害を負ったものと認められ、症状固定後5年にわたり、5%の労働能力を喪失したものと認められる。本件事故前年度である原告Bの令和元年度の給与収入は527万2920円であり、同額を基礎収入とすることが相当である。よって、原告Bには、以下のとおり、120万7419円の逸失利益が生じた。</p> <p>527万2920円×5%×4.5797(5年に相当するライプニッツ係数)</p>
傷害慰謝料	¥1,500,000	<p>原告Bに生じた傷害の程度及び通院期間その他一切の事情に鑑みれば、傷害慰謝料は左記が相当である。</p>	¥1,200,000	<p>120万円の限度で認める。</p>	¥1,350,000	<p>原告Bに生じた傷害の程度及び通院期間に鑑みれば、争いが無い120万円とすることが相当であるが、これに加え、本文記載のとおり、被告の不誠実な対応を考慮し、左記を相当と認める。</p>
後遺障害慰謝料	¥2,750,000	<p>原告Bが、本件事故によって12級相当の後遺障害を負ったことに鑑みれば、後遺障害慰謝料は左記が相当である。</p>	¥0	<p>原告Bには、本件事故による後遺障害が生じていない。</p>	¥1,100,000	<p>原告Bが、本件事故によって14級相当の後遺障害を負ったことに鑑みれば、後遺障害慰謝料は左記が相当である。</p>
小計	¥11,042,009		¥1,381,818		¥3,849,237	
素因減額	0%	本文記載のとおり	50%	本文記載のとおり	0%	本文記載のとおり
素因減額後	¥11,042,009		¥690,909		¥3,849,237	
損害の填補						
人身傷害保険金 (原告A株式会社の代位取得額)	¥-837,303		¥-690,909	<p>上記素因減額後の金額が、人身傷害保険金の額を上回らないので、上記素因減額後の金額の限度で控除する。</p>	¥-837,303	
控除後	¥10,204,706		¥0		¥3,011,934	
弁護士費用	¥909,543	<p>原告Bに生じた損害の賠償を求めるために必要かつ相当な弁護士費用は、物的損害と合わせて100万円である。なお、左記の金額は、100万円を人的損害と物的損害の各弁護士費用加算前の金額で案分したものである。</p>	¥0	<p>争う。</p>	¥301,193	<p>上記控除後の金額の10%を相当と認める。</p>
合計	¥11,114,249		¥0	既払い金により支払済みである。	¥3,313,127	

(原告Bの物的損害)

項目	原告B側主張額	理由等	被告側主張額	理由等	裁判所認定額	理由等
修理費／車両時価額	¥2,714,888	本件事故によって、原告車両は損傷し、修理代として271万4888円を要するに至った。一方、本件事故当時の原告車両の時価は、337万5000円であるから、修理費相当額の損害が発生した。被告が主張する250万円というのは、原告A株式会社と原告Bの間で締結された車両保険契約の約定限度額であり、時価を示すものではない。	¥2,500,000	原告車両の時価は、原告A株式会社が認定した250万円を上回らない。原告車両の修理費は271万4888円で、原告車両の時価を上回るから、原告車両は経済的全損に至ったというべきであり、車両時価額である250万円の損害にとどまる。なお、市場価格を参照するとしても、原告車両の時価額は、320万9000円にとどまる。	¥2,714,888	証拠(甲3、4、乙15)によれば、原告車両の修理費として271万4888円を要すること、原告車両の時価が、同額を下回らないことが認められる。よって、左記の金額を認める。被告が主張する250万円という時価は、原告A株式会社が、原告Bとの車両保険契約に基づいて支払可能な上限額として算定したものであり(丙17)、原告車両の市場価格を反映したものではないから採用できない。
評価損	¥800,000	原告車両の損傷の程度等に鑑みれば、原告車両は、修理をしてもなお、評価損が残り、その額は、修理費の約30%程度である80万円とすることが相当である。	¥0	評価損は原告車両の時価額に含まれている。	¥271,489	本件事故によって原告車両のフロントピラーが取替を要する状態になっており(甲3、丙17)、修復歴として考慮されることから、評価損が生じたものと認められる。そして、原告車両が、平成30年2月9日に初度登録がされたものであることや、その車格等(甲2)に鑑みれば、上記修理費相当額の10%の評価損が生じたものとするのが相当である。
代車料	¥93,170	原告Bは、本件事故によって原告車両の修理が必要となったことから、令和2年4月7日から同年5月4日までの間、代車を使用し、代車料として9万3170円を要した。	¥93,170	認める。	¥93,170	争いがない。
小計	¥3,608,058		¥2,593,170		¥3,079,547	
過失相殺	0%		0%		0%	
過失相殺後	¥3,608,058		¥2,593,170		¥3,079,547	
損害の填補						
スクラップ代	¥-150,000		¥-150,000		¥-150,000	
車両保険金 (原告A株式会社の代位 取得額)	¥-2,443,170		¥-2,443,170		¥-2,443,170	
控除後	¥1,014,888		¥0		¥486,377	
弁護士費用	¥90,457	原告Bに生じた損害の賠償を求めるために必要かつ相当な弁護士費用は、人的損害と合わせて100万円である。なお、左記の金額は、100万円を人的損害と物的損害の各弁護士費用加算前の金額で案分したものである。	¥0	争う。	¥48,637	上記控除後の金額の10%を相当と認める。
合計	¥1,105,345		¥0	既払い金により支払済みである。	¥535,014	

(原告Bの損害合計)

人的損害部分	¥11,114,249		¥0		¥3,313,127	
物的損害部分	¥1,105,345		¥0		¥535,014	
合計	¥12,219,594		¥0		¥3,848,141	

(原告A株式会社の求償金)

人的損害部分	¥837,303		¥837,303		¥837,303	
物的損害部分	¥2,443,170		¥2,443,170		¥2,443,170	
合計	¥3,280,473		¥3,280,473		¥3,280,473	

原告A株式会社は、原告Bの損害について、原告Bに不利益な主張はしていない。